

令和二年法律第七十六号

生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 生殖補助医療の提供等（第三条—第八条）
- 第三章 生殖補助医療により出生した子の親子関係に関する民法の特例（第九条・第十条）

附則 第一章 総則

(趣旨) この法律は、生殖補助医療をめぐる現状等に鑑み、生殖補助医療の提供等に関する法律理念を明らかにし、並びに国及び医療関係者の責務並びに講ずべき措置について定めるとともに、生殖補助医療の提供を受ける者以外の者の卵子又は精子を用いた生殖補助医療により出生した子の親子関係に関する民法（明治二十九年法律第八十九号）の特例を定めるものとする。

(定義) 第二条 この法律において「生殖補助医療」とは、人工授精又は体外受精若しくは体外受精胚移植を用いた医療をいう。
前項において「人工授精」とは、男性から提供され、処置された精子を、女性の生殖器に入ることをいい、「体外受精」とは、女性の卵巢から採取され、処置された未受精卵を、男性から提供され、処置された精子により受精させることをいい、「体外受精胚移植」とは、体外受精により生じた胚を女性の子宮に移植することをいう。

(基本理念) 第二章 生殖補助医療の提供等
生殖補助医療は、不妊治療として、その提供を受ける者の心身の状況等に応じて、適切に行われるようにするとともに、これにより懷胎及び出産をすることとなる女性の健康の保護が図られなければならない。

生殖補助医療の実施に当たっては、必要かつ適切な説明が行われ、各当事者の十分な理解を得た上で、その意思に基づいて行われるようしなければならない。

生殖補助医療に用いられる精子又は卵子の採取、管理等については、それらの安全性が確保されるようにしなければならない。

2 生殖補助医療の提供等
第一条 総則（第一条・第二条）
第二章 生殖補助医療の提供等（第三条—第八条）
第三章 生殖補助医療により出生した子の親子関係に関する民法の特例（第九条・第十条）
(定義) 第二条 この法律は、生殖補助医療をめぐる現状等に鑑み、生殖補助医療の提供等に関する法律理念を明らかにし、並びに国及び医療関係者の責務並びに講ずべき措置について定めるとともに、生殖補助医療の提供を受ける者以外の者の卵子又は精子を用いた生殖補助医療により出生した子の親子関係に関する民法（明治二十九年法律第八十九号）の特例を定めるものとする。

(定義) 第二条 この法律において「生殖補助医療」とは、人工授精又は体外受精若しくは体外受精胚移植を用いた医療をいう。
前項において「人工授精」とは、男性から提供され、処置された精子を、女性の生殖器に入ることをいい、「体外受精」とは、女性の卵巢から採取され、処置された未受精卵を、男性から提供され、処置された精子により受精させることをいい、「体外受精胚移植」とは、体外受精により生じた胚を女性の子宮に移植することをいう。

(基本理念) 第二章 生殖補助医療の提供等
生殖補助医療は、不妊治療として、その提供を受ける者の心身の状況等に応じて、適切に行われるようするとともに、これにより懷胎及び出産をすることとなる女性の健康の保護が図られなければならない。

生殖補助医療の実施に当たっては、必要かつ適切な説明が行われ、各当事者の十分な理解を得た上で、その意思に基づいて行われるようしなければならない。

生殖補助医療に用いられる精子又は卵子の採取、管理等については、それらの安全性が確保されるようにしなければならない。

4 生殖補助医療により生まれる子については、心身ともに健やかに生まれ、かつ、育つことができるよう必要な配慮がなされるものとする。

(国の責務) 第四条 国は、前項の基本理念を踏まえ、生殖補助医療の特性等に鑑み、生命倫理に配慮するとともに、国民の理解を得るよう努めなければならない。

(医療関係者の責務) 第五条 医師その他の医療関係者は、第三条の基本理念を踏まえ、良質かつ適切な生殖補助医療を提供するよう努めなければならない。

(知識の普及等) 第六条 国は、広報活動、教育活動等を通じて、妊娠及び出産並びに不妊治療に関する正しい知識の普及及び啓発に努めなければならない。

(相談体制の整備) 第七条 国は、生殖補助医療の提供を受けようとする者、その提供を受けた者、生殖補助医療により生まれた子等からの生殖補助医療、子の成育等に関する各種の相談に応ずることができるものとする。

(法制上の措置等) 第八条 国は、この章の規定に基づき、生殖補助医療の適切な提供等を確保するために必要な法規制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(法制上の措置) 第九条 国は、この章の規定に基づき、生殖補助医療により出生した子の親子関係に関する民法の特例（他人の卵子を用いた生殖補助医療により出生した子の母）。

(他人の卵子を用いた生殖補助医療により出生した子の母) 第十条 女性が自己以外の女性の卵子（その卵子に由来する胚を含む。）を用いた生殖補助医療により子を懷胎し、出産したときは、その出産をした女性をその子の母とする。

(他人の精子を用いる生殖補助医療により出生した子についての嫡出否認の特則) 第十一条 妻が、夫の同意を得て、夫以外の男性の精子（その精子に由来する胚を含む。）を用いた生殖補助医療により懷胎した子について、夫、子又は妻は、民法第七百七十四条第一項及び第三項の規定にかかるわらず、その子が嫡出であることを否認することができない。

附則

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、第三章の規定は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

(経過措置) 第二条 第三章の規定は、前条ただし書に定める日以後に生殖補助医療により出生した子について適用する。

(検討) 第三条 第三章の規定は、前条ただし書に定める日以後に生殖補助医療により出生した子について適用する。

(第六条) この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定めること。

(政令への委任) 第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定めること。